

平成 26 年 10 月 3 日

「環境物品等の調達に関する基本方針」 の改正案（公共工事関係）について

1. 基本方針の改正に関する検討の概要

（1）基本方針の位置付け

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第 6 条に基づき、国及び独立行政法人等が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものであり、毎年度（例年 2 月頃）閣議決定により定められているものである。

（2）公共工事関係の改正案の作成について

グリーン購入法第 6 条第 4 項に、「特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。」とされている。特定調達品目のうち公共工事については、国土交通省が改正案の共同作成担当府省として検討した上で、環境省に提示することにより、例年基本方針の改正案を作成しているところである。

（3）民間事業者からの提案募集

基本方針の改正に際しては、特定調達品目の追加、判断の基準等の強化、見直し等の参考とするため、広く民間事業者に対して提案募集を行っている。今年度は、平成 26 年 6 月 2 日から平成 26 年 6 月 27 日の間、提案募集を実施した。

（4）提案以外の見直しについて

基本方針において、特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っているものとされている。その他、新たな情報が得られた品目については、国土交通省において適宜見直しの検討を行っているところである。

(5) 今年度の提案状況

○新規提案：7品目（10提案）

○継続提案：18品目（20提案）（継続検討品目のうち未提案：17品目）

新規提案品目

分野	提案品目(個別品目名)
資材	副産物を用いたコンクリート
	合法木材を利用した合板型枠【3】
	合法木材を利用した製材等【2】
	再生材料を用いた紙製塗料入れ
	有害物質を含有しない常温合材
工法	有害化学物質の無害化処理工法
	有害物質が飛散しない塗膜剥離工法

ロングリスト掲載品目

分野	提案品目(統合品目名)
資材	高炉スラグ微粉末を用いたプレキャストコンクリート製品
	再生骨材Lを用いたコンクリート
	再生骨材Mを用いたコンクリート【2】
	再生骨材Mを用いたコンクリート製品
	コンクリート用再生骨材H
	天然繊維を用いたドレーン材
	ペーパースラッジを用いた土質改良材
	再生セメント
	再生セメントを用いたモルタル
	再生プラスチックを利用した建材
	石炭灰を用いた地盤材料
	断熱材
	合法木材を利用した合板型枠
	ガラス用光触媒クリア塗料
廃木材を骨材として利用したコンクリート製遮音壁	
工法	省資源型表面処理工法
目的物	遮熱性舗装
	保水性舗装【2】

※【】内は提案件数

(6) 今年度の検討結果概要

○特定調達品目の追加：0品目

○判断の基準等の変更：4品目

・高日射反射率塗料

判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから日射反射率保持率に係る経過措置を1年間延長

・断熱材

経済産業省告示「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」が制定されたことに伴う改正

・送風機

・ポンプ

経済産業省告示「交流電動機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」が制定されたこと及びそれに基づくJISが制定されたことに伴う改正

2. 基本方針の変更案

(1) 判断の基準等の変更

【高日射反射率塗料】

塗料	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ① 近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ② 近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が 80% 以上であること。
----	----------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度 L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。
- 3 判断の基準②については、平成 2726年度までの経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。
- 4 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

【断熱材】

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の小さいものであること。
-----	-----	---

備考) 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年 12 月経済産業省告示第 270 号）による。

【送風機】

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータ 高効率モーター が使用されていること。
-------	-----	---

- 備考) 1 ~~プレミアム効率のモータ高効率モーター~~は、JIS C 4213 (~~JIS C 4212 高効率~~低圧三相かご形誘導電動機-~~低圧トッランナーモータ~~) で規定される低圧トッランナーモータとする。
- 2 適応範囲は、定格電圧 **600V 以下 200V**の三相誘導電動機を用いる空調用又は換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

【ポンプ】

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータ 高効率モーター が使用されていること。
-------	-----	---

- 備考) 1 ~~プレミアム効率のモータ高効率モーター~~は、JIS C 4213 (~~JIS C 4212 高効率~~低圧三相かご形誘導電動機-~~低圧トッランナーモータ~~) で規定される低圧トッランナーモータとする。
- 2 適応範囲は、定格電圧 **600V 以下 200V**の三相誘導電動機を用いる空調用又は換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。